

## 入札説明書（物品借入）

この入札説明書は、本件借入に関し、公立大学法人富山県立大学会計規程（平成27年4月1日施行。以下「会計規程」という。）その他関係法令及び本件借入に係る入札公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

### 1 入札に付する事項

別記の1のとおり。

### 2 入札参加者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査を受けた者であって、開札日の前日までに会計規則第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
- (3) 過去5年間に、大学等高等教育機関（利用者数3,000名、クライアント5,000台程度以上の環境を有するもの）の全学利用サーバシステムと同じ、または類似システムの導入実績を有すること。なお、導入実績を有しない場合は、同等の能力を有することを証する書類を事前に提出し承認を受けること。
- (4) 入札参加を希望する者は、平成31年5月10日（金）までに、所定の書類を添えて入札参加資格確認申請を行うこと。

### 3 入札参加者に求められる義務

入札参加者は、別添「提出書類一覧表」の中の「2 応札仕様書の提出時」の(1)の各号、(2)及び(3)に掲げる書類（以下「応札仕様書等」という。）を、別記の2の①の提出期限までに、別記の2の②の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成31年5月15日（水）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

### 5 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時は別記3のとおりとする。
- (2) 入札及び開札時に必要な書類は、別添「提出書類一覧表」の中の「3 入札時」のとおりとする。
- (3) 入札参加者は、入札公告、この入札説明書、別添仕様書及び別添入札者心得並びに別添契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、関係書類について疑義があるときは、入札書を提出するまでの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。（質

問等については軽微なものを除き、原則として文書によるものとする。なお、質問等の受付は平成31年5月10日（金）午後5時15分までとする。）

- (4) 入札参加者は、別紙様式1を標準とする入札書を封書に入れ密封し、その封皮に入札参加者の商号または名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「平成31年5月20日開札 富山県立大学計算機センターサーバシステム一式の入札書在中」と朱書し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便により提出する場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮及び外封筒の封皮に、入札参加者の商号または名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「平成31年5月20日開札 富山県立大学計算機センターサーバシステム一式の入札書在中」と朱書きすること。電報、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。なお、郵便により提出する場合は、平成31年5月17日（金）午後5時15分必着とし、これ以降に到達したものは無効とする。
- (5) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び金額は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札書と併せて、競争入札参加資格を有する者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）のある、別紙様式2を標準とする委任状を提出しなければならない。
- (7) 入札金額は、調達する物品等の価格の他、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 競争入札参加資格の資格停止期間中の者は、入札書の提出をすることができない。
- (9) 入札説明書に定める書類については、返却しない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者が独禁法に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をする等の場合で、競争入札の適正な執行が妨げられる恐れがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し若しくは中止することがある。
- (12) 入札の執行にあたっては、入札参加者は4により入札参加資格があることを確認した一般競争入札参加資格確認結果通知書で入札参加資格「有」とされた通知書の写しを持参し、入札執行時に職員に提示すること。なお、郵便による入札書の提出を行うものは、同通知書の写しを入札書に同封すること。
- (13) 開札は、原則として入札参加者又はその代理人の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない場合は、開札日の前日までに別記の6に示す機関に連絡し、その指示に従うこと。開札に立ち会わない入札参加者がいるときは、開札に、本件入札執行事務に関係のない職員が立ち会う。
- (14) 開札の場所（以下「入札場」という。）には、入札参加者又はその代理人並びに本件入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記(13)の立会いをする職員以外の者は入場することができない。
- (15) 入札参加者は、入札場に入場するときは、身分証明書（運転免許証等）を提示し、その写しを提出しなければならない。

- (16) 入札参加者が代理人又は復代理人の場合は、別紙様式2を標準とする入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、開札を開始する時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、契約担当者がやむを得ない事情があると認められる場合を除き、開札が終了するまで入札場を退場することができない。
- (19) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合においては、直ちに再度の入札をする。
- (20) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札書の提出を行った者で、入札・開札の日時に入札場で開札の立会いをしていない者は、第2回目以降の入札には、参加できないものとする。
- (21) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るとし、再度の入札に立ち会わない入札参加者またはその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

## 6 入札保証金 免除とする。

## 7 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けていないものとした入札
- (2) 入札執行時に入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを持参していないものとした入札
- (3) 郵便入札の場合において、封皮に「入札書在中」の表示のないもの及び、入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しが同封されていない者の入札
- (4) 入札書に記載した事項（金額を除く。）を訂正し、その箇所に押印のない入札
- (5) 別添入札者心得の第5の各号に該当する入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記3の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 上記(2)の同価を入札した者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 9 契約保証金

- (1) 落札者は、申請により契約保証金の納付の免除を受けた者を除き、契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付の期限及び場所は、別記の4の①のとおりとする。

- (2) 契約保証金の納付金額は、契約金額（入札書記載金額の100分の108に相当する金額）の100分の10に相当する額以上の金額とする。
- (3) 落札者は、契約保証金を現金で公立大学法人富山県立大学が発行する振込依頼書により落札決定を通知した日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を除く。）以内に、納付しなければならない。
- (4) 契約者がその義務を履行しないときは、当該者が納付した契約保証金は公立大学法人富山県立大学に帰属する。
- (5) 契約者が契約上の義務を履行したときは、履行確認の後、納付された契約保証金にあつては口座振替により、当該者に還付する。
- (6) 契約保証金の納付の免除を受けようとする落札者は、別紙様式3（契約保証金納付免除申請書）により、別記の4の②の期限までに申請しなければならない。免除の可否は、書面により通知する。
- (7) 契約保証金の免除の条件は、次のとおりとする。
  - ア 落札者が、保険会社との間に公立大学法人富山県立大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

なお、履行保証保険契約については、別記の4の（注1）のとおりとする。
- (8) 契約保証金の納付の免除の承認を受けた落札者は、契約書に、当該契約保証金納付免除承認の通知書の写しを添付しなければならない。

#### 10 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を除く。）以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び金額は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約条項  
別添契約書（案）のとおり

#### 11 競争入札参加資格に関する問い合わせ先

（郵便番号） 939-0398  
（所在地） 富山県射水市黒河5180番地  
（機関名） 公立大学法人富山県立大学 事務局経営企画課財務係  
（電話番号） 0766-56-7500（内線1236）

#### 12 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担しなければならない。
- (2) 本件物品借入に関しての照会先は、別記の6のとおり。